



鳥取県公報

平成12年5月12日(金)
第7179号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	字の区域の変更(市町村振興課)..... 1
	国土調査の成果の認証(耕地課)..... 2
	森林病虫害の駆除命令(森林保全課)..... 2
	収入証紙の小売りさばき人の指定(会計課)..... 3
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止()..... 3
◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正..... 3
◇ 公 告	土地収用法による収用及び使用の裁決手続の開始(管理課)..... 4
	土地収用法による審理の開始()..... 4
	少年指導委員の委嘱(生活安全企画課)..... 5
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定(税務課)..... 5

告 示

鳥取県告示第305号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、溝口町(荘の一部)の地籍図及び地籍簿の国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成12年5月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域の変更する字の名称	同左の区域(平成9年10月31日現在の地番による。)
荘字祖詰メ	荘字祖詰メのうち510以外の区域
荘字中ノ谷	荘字祖詰メ510 荘字中ノ谷の全域
荘字化生谷上エ	荘字化生谷上エのうち1041及びこれと一体をなす国有地以外の区域
荘字化生谷	荘字化生谷上エ1041及びこれと一体をなす国有地 荘字化生谷の全域

鳥取県告示第306号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4条の規定により告示する。

平成12年 5月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
米子市	平成9年度から平成11年度まで	米子市（富益町の一部）の地籍図及び地籍簿	米子市富益町の一部	平成12年5月12日
東郷町	平成10年度及び平成11年度	東郷町（大字門田、大字佐美及び大字埴見の各一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡東郷町大字門田、大字佐美及び大字埴見の各一部	〃
大山町	〃	大山町（福尾、上野、末長、所子及び国信の各一部）の地籍図及び地籍簿	西伯郡大山町福尾、上野、末長、所子及び国信の各一部	〃
溝口町	平成8年度から平成10年度まで	溝口町（荘の一部）の地籍図及び地籍簿	日野郡溝口町荘の一部	〃

鳥取県告示第307号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年 5月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 区域及び期間

(1) 区域

(ア) 倉吉市、岩美郡国府町、岩美町及び福部村、気高郡鹿野町、八頭郡郡家町及び用瀬町、東伯郡東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町及び赤碕町、西伯郡西伯町、会見町、岸本町、淀江町、大山町及び名和町並びに日野郡溝口町の各一部（別紙のとおりとする。）

(イ) 岩美郡福部村、東伯郡泊村及び大栄町並びに西伯郡日吉津村、淀江町及び大山町の各一部（別紙のとおりとする。）。

(2) 期間

平成12年6月5日から同年7月15日まで、

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、1の(1)の(ア)に掲げる区域にあっては航空機を利用して、1の(1)の(イ)に掲げる区域にあっては地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第308号

鳥取県収入証紙条例(昭和39年鳥取県条例第9号)第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成12年5月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成12年5月12日	626	鳥取市本町四丁目212	有限会社池上商店	鳥取市本町四丁目212

鳥取県告示第309号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成12年5月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

廃止年月日	住 所	名 称
平成12年5月11日	鳥取市本町四丁目212	池 上 和 夫

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第37号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号(不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について)の一部を次のように改正する。

平成12年5月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

制定文中「第55条第2項第2号」を「第55条第2項及び第3項第2号」に改める。

1の表老人保健施設いなば幸朋苑の項の次に次のように加える。

医療法人賛幸会老人保健施設はまゆう	鳥取市野寺62-1
-------------------	-----------

1の表医療法人仁厚会倉吉記念病院の項中「医療法人仁厚会倉吉記念病院」を「医療法人仁厚会倉吉病院」に改める。

1の表老人保健施設さかい幸朋苑の項の次に次のように加える。

鳥取県済生会介護老人保健施設はまかぜ	境港市蓮池町78-1
--------------------	------------

2の表特別養護老人ホームなんぶ幸朋苑の項の次に次のように加える。

特別養護老人ホーム博愛苑	米子市一部555
--------------	----------

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成12年5月12日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 起業者の名称

鳥取県

2 事業の種類

県道鳥取国府岩美線改築工事（鳥取県岩美郡国府町大字町屋地内から同町大字麻生地内まで）及びこれに伴う農業用排水路付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した年月日

平成12年4月17日

4 収用及び使用の裁決手続を決定した土地の所在、地番、地目及び地籍並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地						土 地 所 有 者				土地に関して権利を有する関係人	
所 在	地 番	地 目		全筆の地籍 (㎡)		収用の裁決手続を開始を決定した土地の地籍 (㎡)	使用の裁決手続を開始を決定した土地の地籍 (㎡)	氏 名	住 所	氏名	住所
		土地登記簿上のもの	現況	土地登記簿上のもの	実測						
岩美郡国府町大字麻生下河原	192-10	墓地	墓地	19	19.85	19.85	0	山内 剛志	岩美郡国府町大字麻生229-1	なし	
〃 大字麻生 大下河原	403-5	墓地	墓地	197	225.39	92.69	7.26	鳥取県 山内貞幸 平田晴江 山内石松 森本和江 小林すみ江	鳥取市東町一丁目220 〃 229-5 〃 360 〃 229-1 兵庫県姫路市野里863-1 鳥取市滝山422-6	なし	

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成12年5月12日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 期 日

平成12年5月17日（水）午後1時

2 場 所

鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁議会棟2階 執行部控室

3 件 名

県道鳥取国府岩美線改築工事（鳥取県岩美郡国府町大字町屋地内から同町大字麻生地内まで）及びこれに伴う農業用排水路付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成12年5月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏 名	住 所	活 動 区 域
神 谷 一 成	鳥取市今町一丁目433	鳥取駅周辺地区 (鳥取市東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域)
高 住 洋 一	鳥取市瓦町617	
岡 田 信 俊	鳥取市二階町二丁目106	
林 昭 次	倉吉市上井町一丁目12-12	上井地区 (倉吉市、上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域)
谷 川 豊	倉吉市上井町一丁目5-5	
三 島 眞	米子市末広町252	米子駅前地区 (米子市明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域)
田 部 貢	米子市皆生温泉四丁目24-3	皆生地区 (米子市皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域)
澁 山 國 雄	境港市栄町131	境港市街地区 (境港市元町、東本町、朝日町、末広町、中町、相生町、日ノ出町、本町、明治町、大正町、京町、松ヶ枝町及び栄町の区域)
長 榮 善二郎	境港市末広町75	

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年5月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- (1)調達件名及び数量 税務事務総合電算処理システム 一式
- (2)契 約 方 式 随意契約
- (3)契 約 日 平成12年4月1日
- (4)契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220
- (5)契 約 金 額 130,716,495円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6)随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- (7)契約事務担当部局の名 鳥取県総務部税務課
称及び所在地 鳥取市東町一丁目220